

被扶養者の資格継続調査を実施します

毎年、被扶養者資格の調査を行っていますが、これは被扶養者として認定されている方が、今後も継続して認定し得る要件を備えているかどうかを確認するものです。

平成24年7月1日を基準日として、被扶養者として認定している方について調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

- **実施時期**：平成24年7月2日（月）から同年9月28日（金）までです。
- **調査対象者**：認定している全ての被扶養者の方です。
- **調査対象期間**：平成23年1月1日から基準日（平成24年7月1日）までの期間です。
ただし、この間に認定された方は、認定日から基準日までの期間です。
- **調査方法**：「被扶養者資格確認届書」を所属所の共済事務担当課を通じて、配付します。

必要事項を記入のうえ関係書類を添付し、捺印のうえ、各所属所の指定期日までに共済事務担当課へ必ず提出してください。

共済組合で提出書類を審査した結果、当該被扶養者が資格の要件を欠いていた場合は、共済事務担当課を通じて連絡いたしますので、「被扶養者取消申告書」を提出してください。また、遡って認定を取消した場合、その間に受診した医療費や受給した給付金については返還していただくこととなります。

★ 注意点と提出書類

* 必ず提出が必要な書類

- ① 世帯全員の住民票（続柄表示のあるもの）
- ② 18歳以上の方は、所得証明書又は非課税証明書等（学生の場合は、併せて在学証明書又は学生証の写し）

対象者	注意点	提出書類
学 生	アルバイト等の収入はありませんか？ ・ 認定限度額 ^(※1) を超えた場合は取り消しとなります。	・ 雇用証明書(兼退職証明書)
給与所得のある方 (アルバイト・パートを含む)	認定限度額 ^(※1) を超えていませんか？ ・ 認定限度額を超えた場合は取り消しとなります。	・ 雇用証明書(兼退職証明書)
年金収入のある方	年金額が増額していませんか？ ・ 65歳到達時などは、年金額の改定があり、増額する場合があります。 また、年金以外の収入がある場合は他の所得も合わせて判断します。	・ 直近の改定通知書又は支払通知書 ・ 年金以外の所得がある場合は、他の所得の確認できる書類
事業収入のある方	確定申告時の収入は認定限度額 ^(※1) 未満ですか？ ・ 確定申告時の総収入から必要経費を控除した額が、認定限度額 ^(※1) 以上の場合は取り消しとなります。 なお、共済組合が認める必要経費と税法上の必要経費とは異なります。	・ 前年分の確定申告書及び収支内訳書 ・ 既に事業を廃業された場合は廃業届
父母、祖父母の一方のみを認定している方	夫婦の総収入は夫婦の認定限度額 ^(※2) 未満ですか？ ・ 夫婦の収入の合算額で判断しますので、認定されていない方の収入も確認してください。	・ 認定されていない方の所得証明書など

* 上記の書類の他、扶養の事実を確認するため本組合が必要と認めた場合は、他の書類の提出を求める場合があります。

※1 認定限度額…年間130万円未満（60歳以上の公的年金受給者又は障害を事由とする公的年金受給者は180万円未満）

※2 夫婦の認定限度額…夫婦それぞれ1人当りに適用される認定限度額の合計額

（例）夫婦2人とも60歳以上で公的年金受給者の場合
180万円未満 × 2人（夫・妻） = 360万円 未満